



はじめに



草加市には、国指定名勝「おくのほそ道の風景地 草加松原」や、草加宿としての歴史や文化を伝える旧日光街道や寺社仏閣、縦横に流れる河川や水路などの水辺空間、豊かな田園風景や屋敷林など、様々な景観資源があります。こうした景観資源を保全・活用・創造していくことで、草加らしい、魅力ある景観づくりを推進していくために、平成20年（2008年）に草加市景観計画を策定しましたが、策定より10年以上が経過し、この間、社会状況や人々の価値観が変化するとともに、上位計画である第四次草加市総合振興計画の策定、都市計画マスタープランの改定がありましたので、それらを踏まて、このたび景観計画を改定いたしました。

「景観」とは自然景観や建物だけではなく、すれ違う人との挨拶、家の周りの清掃といった日常生活の営みや、子どもたちの笑い声が聞こえる通学路、せんべいの香りがする路地、多様な世代が集まってにぎわっている様子といった身の回りの風景も、景観をつくる重要な要素であり、景観とは皆様一人ひとりが生み出すことができるものです。

このため本計画では、市の景観づくりの方針を示すだけでなく、市内10のコミュニティブロックごとに、各地区の景観の特徴や景観づくりの方針を定めるとともに、一人ひとりが身近なことから始められる景観づくりの視点やアイデアをまとめております。また、今回の改定では、人々が集い、憩い、多様な活動を繰り広げる「にぎわい」を創出するため、都市計画マスタープランで位置付けている「にぎわい交流エリア」を中心に、景観資源を活用したにぎわいを生み出す景観づくりの方針を示しました。

この新たな景観計画に基づき、市では引き続き、関係する皆様との協働により、本計画の目標として掲げている「水とみどりに囲まれ、歴史・文化・伝統が息づいた風景づくり」を実現するための取り組みを進めてまいります。

結びに、改定にあたり、アンケートやパブリックコメント、市民ワークショップを通じて貴重なご意見をいただきました市民、事業者の皆様、多大なご尽力をいただきました審議会の委員の皆様から感謝を申し上げます。

令和3年（2021年）4月

草加市長 浅井昌志

目 次

序章 草加市景観計画の目的等

1 景観づくりの意義	4
2 景観計画の目的・位置付け	5
3 景観計画の構成	8
4 景観計画の見直し	9

第1章 草加市の景観づくりの目標と方針

1 草加市の景観特性	12
2 景観計画の区域	16
3 景観づくりの目標と基本方針	17

第2章 地区別の景観づくりの方針

1 ゾーン別の景観づくりの方針	22
2 地区別の景観づくりの目標と方針	34
1 新田西部地区 ● 36	
2 新田東部地区 ● 40	
3 草加川柳地区 ● 44	
4 草加安行地区 ● 48	
5 草加西部地区 ● 52	
6 草加東部地区 ● 56	
7 草加稻荷地区 ● 60	
8 谷塚西部地区 ● 64	
9 谷塚中央地区 ● 68	
10 谷塚東部地区 ● 72	
3 景観重点地区の景観づくりの目標と方針	76

第3章 景観法に基づく景観づくりの誘導

1	一般地区と景観重点地区の区分	80
2	一般地区の景観づくりの誘導	81
3	景観重点地区の景観づくりの誘導	95
	1 松並木沿い地区 ● 96	
	2 旧道沿い地区 ● 100	
	3 草加柿木地区産業団地地区 ● 103	
	4 新田駅東口地区 ● 106	
	5 獨協大学前〈草加松原〉駅西側地区 ● 109	

第4章 景観法に基づくその他の方針等

1	景観重要建造物・景観重要樹木の指定の方針	114
2	景観重要公共施設の整備等に関する事項	115
3	屋外広告物の表示等の行為の制限に関する事項	117

第5章 景観づくり行動計画

1	景観づくりの推進に向けて	120
2	行政が取り組む景観づくり	122
3	にぎわい交流エリアの協働による景観づくり	133
4	市民が取り組む景観づくり	140

資料編

1	改定の体制と経緯	164
2	市民アンケートの結果	166
3	事業者アンケートの結果	168
4	「身近な景観づくり 講演&ワークショップ」の結果	170
5	用語の解説	178
